

2016年版 ユーキャンの行政書士 過去&予想問題集 訂正のお知らせとお詫び

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容に以下のような訂正事項がございました。お詫びして訂正申し上げます。

なお、発行年月日により対象となる訂正箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、訂正していただきますようお願いいたします。

■「第8版 第1刷（2016年1月13日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後	訂正日
P.169	問題 10/肢 3 解説	～公正取引委員会、国家公安委員会、 <u>特定個人情報保護委員会</u> 、…	～公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、…	2016.3.4
P.234	問題 43/肢 1	Xは、不開示決定に対して、 <u>内閣府</u> におかれた…	Xは、不開示決定に対して、 <u>総務省</u> におかれた…	2016.3.4
P.235	問題 43/肢 1 解説	情報公開・個人情報保護審査会は、開示決定等について <u>不服申立て</u> があったときに、当該 <u>不服申立て</u> に対する裁決または決定をすべき行政機関の長の諮問に応じ <u>不服申立て</u> について調査審議を行います、…	情報公開・個人情報保護審査会は、開示決定等について <u>審査請求</u> があったときに、当該 <u>審査請求</u> に対する裁決または決定をすべき行政機関の長の諮問に応じ <u>審査請求</u> について調査審議を行います、…	2016.3.4
P.362	問題 107/肢 5	<u>県知事</u> がした公の施設の利用不許可処分に不服がある者は、 <u>総務大臣</u> に審査請求をすることもでき、 <u>県知事</u> に <u>異議申立て</u> をすることもできる。	<u>指定管理者</u> がした公の施設の利用不許可処分に不服がある者は、 <u>普通地方公共団体の長</u> に審査請求をすることができます。	2016.3.4
P.363	問題 107/肢 5 解説	普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、 <u>都道府県知事</u> がした <u>処分</u> については <u>総務大臣</u> 、 <u>市町村長</u> がした <u>処分</u> については <u>都道府県知事</u> に審査請求をすることができ、 <u>この場合においては、異議申立てをすることもできます</u> （地方自治法244条の4第1項）。	普通地方公共団体の長 <u>以外の機関</u> （ <u>指定管理者を含む</u> ）がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、 <u>普通地方公共団体の長</u> に審査請求をすることができます（地方自治法244条の4第1項）。	2016.3.4
P.680	問題 10/肢エ	地方交付税は、所得税、 <u>酒税</u> 、 <u>法人税</u> 、消費税および <u>たばこ税</u> の一定割合をその原資とする。	地方交付税は、所得税、 <u>法人税</u> 、 <u>酒税</u> 、消費税および <u>地方法人税</u> の一定割合をその原資とする。	2016.3.4
P.681	問題 10/肢エ 解説	現在、所得税および <u>酒税</u> の <u>32%</u> 、 <u>法人税</u> の <u>34%</u> 、消費税の <u>29.5%</u> 、 <u>たばこ税</u> の <u>25%</u> をもって地方交付税と…	現在、所得税および <u>法人税</u> の <u>33.1%</u> 、 <u>酒税</u> の <u>50%</u> 、消費税の <u>22.3%</u> 、 <u>地方法人税</u> の <u>全額</u> をもって地方交付税と…	2016.3.4
P.745	問題 42/肢 4 解説	前半部分は正しい記述です（行政機関個人情報保護法 <u>42</u> 条）が、…	前半部分は正しい記述です（行政機関個人情報保護法 <u>43</u> 条）が、…	2016.3.4